

一般社団法人 東京都老人保健施設協会

会長 平川 博之 様

東京都福祉保健局長

西山 智之

(公印省略)

令和5年度「東京都看護職員地域就業支援施設」公募説明会の開催について

日頃より東京都の保健医療行政に御理解、御協力いただき、お礼申し上げます。

東京都では、看護職員確保対策を目的とした「東京都看護職員地域確保支援事業」を東京都ナースプラザ（運営主体：公益社団法人東京都看護協会）において実施しております。本事業は、離職中の看護職員が、身近な地域の医療機関や介護・福祉施設等において、再就業支援研修及び就業支援相談等を受けられる仕組みを整備することにより、潜在看護職員の再就業促進を図ることを目的としております。

この度、令和5年度の本事業の実施に当たり、医療機関及び介護・福祉施設等の方々を対象に、下記のとおり事業説明会を開催することといたしました。

つきましては、特段の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、対象施設へは、都から通知しておりますことを申し添えます。

記

1 日時

令和5年2月10日（金曜日） 午後3時30分から午後5時まで（予定）

2 開催方法

Zoomを利用したオンライン開催

（オンライン開催場所：公益社団法人東京都看護協会会館 研修室）

3 対象施設及び参加対象者

（対象施設）東京都に所在する診療所、訪問看護ステーション、介護老人保健施設等

（参加対象者）看護職及び事務担当者

4 内容

（1）令和5年度 東京都看護職員地域確保支援事業（復職支援研修）について

（2）令和5年度 東京都看護職員地域就業支援施設の募集について

5 その他

東京都看護職員地域就業支援施設における復職支援研修の詳細については、別紙資料を御参照ください。

なお、本事業は、令和5年度東京都歳入歳出予算が東京都議会において可決された場合に実施することをあらかじめ御了承ください。

【問合せ先】

東京都福祉保健局医療政策部

医療人材課（看護担当） 谷本、宮崎

電話：03-5320-4447

各施設管理者 殿

東京都福祉保健局医療政策部長
遠松 秀将
(公印省略)

令和5年度「東京都看護職員地域就業支援施設」公募説明会の開催について

日頃より東京都の保健医療行政に御理解、御協力いただき、お礼申し上げます。

東京都では、看護職員確保対策を目的とした「東京都看護職員地域確保支援事業」を東京都ナースプラザ（運営主体：公益社団法人東京都看護協会）において実施しております。本事業は、離職中の看護職員が、身近な地域の医療機関や介護・福祉施設等において、再就業支援研修及び就業支援相談等を受けられる仕組みを整備することにより、潜在看護職員の再就業促進を図ることを目的としております。

この度、令和5年度の本事業の実施に当たり、医療機関及び介護・福祉施設等の方々を対象に、下記のとおり事業説明会を開催することといたしました。

つきましては、是非、御参加くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 日時
令和5年2月10日（金曜日） 午後3時30分から午後5時まで（予定）
- 2 開催方法
Zoomを利用したオンライン開催
（オンライン開催場所：公益社団法人東京都看護協会会館 研修室）
- 3 対象医療機関及び参加対象者
（対象施設）東京都に所在する診療所、訪問看護ステーション、介護老人保健施設等
（参加対象者）看護職及び事務担当者
- 4 内容
（1） 東京都看護職員地域就業支援施設における復職支援研修について
（2） 令和5年度 東京都看護職員地域就業支援施設の公募について
- 5 申込方法
別添「参加申込票」に記入し、以下の宛先へファクシミリにて送信してください。
御都合により説明会に参加できず、資料の送付を希望する場合も、ファクシミリにてお申込みください。
期限：令和5年1月26日（木曜日）
送信先：東京都ナースプラザ 看護師等確保対策事業係
(FAX) 03-6276-7701
- 6 その他
東京都看護職員地域就業支援施設における復職支援研修の詳細については、別紙資料を御参照ください。

【問合せ先】
東京都福祉保健局医療政策部
医療人材課（看護担当） 谷本、宮崎
電話：03-5320-4447

＜東京都看護職員地域確保支援事業＞

令和5年度 東京都看護職員地域就業支援施設における復職支援研修について

1 目的

離職した看護職員が、身近な地域において、個々の有する知識及び経験等に応じた再就業支援研修並びに就業相談を受けられる仕組みを構築することにより、潜在看護職員の就業意欲を喚起するとともに、離職看護職員の潜在化を防止するなど、看護職員の再就業促進を図ることを目的とする。

※東京都ナースプラザ（運営主体：公益社団法人東京都看護協会）において実施。

2 東京都看護職員地域就業支援施設（以下「支援施設」という。）の主な役割

事業に参加する施設は支援施設として、都内の地域における看護職員確保対策の拠点となり、「東京都看護師等就業協力員」（支援施設協力員）を配置して、再就業を希望する看護職員に対する復職支援研修及び再就業支援相談を行う。これらの研修及び相談は、支援施設協力員が東京都ナースプラザから派遣する「東京都看護師等就業協力員」（本部協力員）と連携して実施する。

なお、支援施設協力員は、看護管理者又は管理職等で看護業務に理解の深い者を選定し、東京都が委嘱する。

※ 看護師等就業協力員とは

看護師等の就業の促進、看護師等の確保に関する施策及び看護に対する都民の関心と理解の増進に関する施策を行う者として都が委嘱した者。（「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第11条第1項）

(1) 復職支援研修の実施

再就業希望者の有する看護等の経験、知識、技術及び就業を希望する時期等に応じた復職支援研修を実施する。研修日程を支援施設側で設定した「3日コース」のほか、受講希望者と日程調整したうえで実施する「1日随時コース」を実施する。

ア 研修対象者

保健師・助産師・看護師・准看護師いずれかの資格を有し、離職中で都内に就業を希望する者

イ 研修内容

東京都が示す標準研修プログラムを参考にして、実施プログラムを作成する。

○ 1日随時コース（看護の魅力再発見講座）

講義（最新の医療・看護の動向、医療安全、感染管理等）、施設見学・看護体験等

○ 3日コース（復職に向けた施設実習実践編）

1日目：講義（最新の医療・看護の動向、医療安全、感染管理等）、施設見学等

2・3日目：施設の特徴に応じ、手技演習や同行訪問等を含む施設実習

※研修生1名に対し、1名の指導者を配置

ウ 実施期間及び回数

・3日コースを1クールとして、年間3クール実施する。

・1日随時コースは受講希望者と調整の上実施する。原則年4回実施分を研修経費の支払い対象とする。

エ 受講者の募集

支援施設がチラシ、HP等により研修の実施について広報し、研修受講者を募集する。

※別途、東京都ナースプラザは各支援施設の企画した3日コースの日程を一覧にし、チラシやホ

ホームページ等により、都内全域に対して広報を実施する。

(2) 再就業支援相談の実施

復職支援研修の受講者に対し、求人情報の提供及び再就業に関する相談を実施する。

再就業希望者について、本部協力員と連携して東京都ナースプラザへ引き継ぎ、以降はナースバンクにて就業あっせんや再就業に向けた継続的なサポートを実施する。

(3) 地域の看護職員確保のための取組

支援施設協力員は、地域の看護職員確保のため、以下の項目を実施する。

ア 看護管理者のネットワーク等を活用し、地域における医療機関の求人等に関する情報を収集し、再就業希望者へ提供する。

イ 地域の医療機関等からの看護職員確保に関する相談又は地域の看護職員からの看護業務の継続に関する相談に対し、助言及び情報提供を実施する。

3 事業実施に係る事務

(1) 契約締結

東京都が支援施設を指定した後、公益社団法人東京都看護協会と支援施設は、「東京都看護職員地域確保支援事業に係る復職支援研修及び再就業支援相談実施委託契約」を締結する。

なお、契約は公益社団法人東京都看護協会と締結し以下の事務は東京都ナースプラザ*が実施する。

※東京都ナースプラザ…運営主体：公益社団法人東京都看護協会

(2) 事業計画書等の作成

契約締結後、支援施設は、東京都ナースプラザへ事業計画書や年間執行計画等を提出する。

(3) 研修申込の受付

研修申込の受付は東京都ナースプラザにて行い、支援施設へ研修申込者の名簿を送付する。

支援施設は受講生を決定し、研修生名簿を期日までに東京都ナースプラザへ送付する。

(4) 受講生の保険加入手続（保険料は公費負担）

東京都ナースプラザが一括して受講者の保険（損害保険、賠償責任保険）加入手続を実施する。

(5) 実績報告等

各コース実施後、東京都ナースプラザに実績を報告するとともに、期日までに請求に係る書類を提出する。

(6) 経費の支払

東京都ナースプラザは支援施設から提出された書類を審査し、契約書に定める支払基準に基づき、支援施設に対して経費を支払う。

研修経費：受講生の受入・指導に係る謝礼、講師謝礼、研修実施に必要な消耗品や案内通知費用等
管理経費：研修事務に係る賃金、託児料、広告経費等

4 支援施設としての指定期間

令和6年3月31日までとする。ただし、次年度以降、再度指定することができる。

＜令和5年度 東京都看護職員地域確保支援事業＞ 東京都看護職員地域就業支援施設における復職支援研修の概要

復職支援研修について

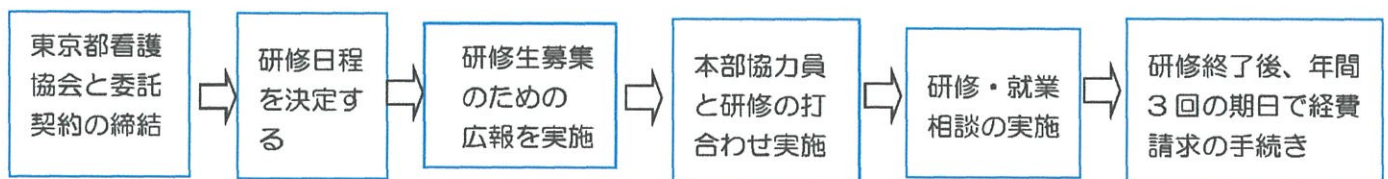
離職中の看護職の再就業促進を目的として、東京都が指定した「東京都看護職員地域就業支援施設」において、標準プログラム※に沿った復職支援研修や就業相談を行うことで復職を促進する。なお、本研修は、東京都から受託した東京都看護協会（東京都ナースプラザ）が、東京都に指定された地域就業支援施設と連携して実施する研修である。

※ 標準プログラム…東京都ナースプラザで作成

地域就業支援施設の役割

東京都ナースプラザの就業協力員と連携し、復職支援研修の企画・準備を行い、研修を実施（標準プログラムに沿った講義・体験実習）する。

実施の流れ



※本部協力員とは、東京都ナースプラザの就業協力員をさす。

訪問看護ステーション・高齢者施設・診療所での体験コース

日程を決めていただく研修（年間3回実施が必須）

＞3日コース：講義、施設見学および現場で看護体験を行うプログラム

随時開催の研修

＞1日コース：講義、施設見学が中心のプログラム（年4回まで経費支払支援）

就業相談

＞3日コースの研修最終日に、本部協力員が研修施設で実施する。

※ 1日コース（随時開催）の研修生は、東京都ナースプラザ・ナースバンクが引き継ぎ支援する。

本研修は令和4年1月から実施している看護職員再就業支援事業の就業・定着奨励金支給事業の支給対象となる研修です。

施設管理者・看護管理者の皆様へ

❁ 復職支援研修施設を募集します ❁

離職した看護職が身近な地域で復職支援研修・再就業支援相談等を受けられるよう、施設内で研修を実施していただける施設を募集します。

研修内容

- ◎ 1日随時コース（看護の魅力再発見講座） 年間4回
- ◎ 3日コース（復職に向けた実習実践編） 年間3回

研修生から見た復職支援研修の特徴

- ・身近な地域で受講できる
- ・医療・介護現場の実際がわかる
- ・受講料が無料
- ・実際に現場で働く職員の声が聴ける
- ・就職を決意する前に、施設内を知ることができる

支援施設にとってのメリット

- ・自施設の職員採用に繋がる
 - ➡毎年度、一定数の方が年度内に研修施設に就職しています
- ・施設名を都内全域にPRできる
 - ➡施設の広報のほか、ナースプラザでもチラシやHP、SNS(Instagram等)で広く周知します
- ・看護職応援・社会貢献による施設の印象アップ
 - ➡取組をアピールすることで、職員の就業意欲向上と施設外からの評価に繋がります



◆ナースプラザ作成チラシ

- ・研修経費等の支援が受けられる
 - ➡研修に要する経費は、基準の範囲内で東京都が負担します

公募説明会（オンライン）で、事業概要や過去の実績を説明します。
是非、お気軽にご参加ください♪



東京都ナースプラザ
Tokyo Metropolitan Nurse Plaza

〈参考：令和4年度実施内容より〉

○ 経費支払について

例：研修生1人3日受入れた場合（3日コース） → 85,277円（税込）

例：研修生を1日受入れた場合（随時コース） → 44,000円（税込）

別途、広報への経費支援あり（実績払い 上限あり）

○ 研修プログラム

研修プログラム		
コース(日数)	3日	1日
回数 / 年	3回	随時
特徴	病院以外の施設で復職に向けた 実習実践編	看護の魅力再発見講座
研修場所	訪問看護ステーション・高齢者施設・診療所	
1日目	・施設の実情に応じた講義 （医療・看護の動向等） ・施設見学 ・施設体験実習 （施設での実習、同行訪問等）	・施設の実情に応じた講義 （医療・看護の動向等） ・施設見学 ・施設体験実習
2日目	・施設体験実習 ・カンファレンス参加	
3日目	・施設体験実習 ・就業相談	